

## 不正防止計画推進委員会運営細則

### (目的)

第1条 この運営細則は、東京医療学院大学における公的研究費の管理・監査に関する規程第5条第2項に定める不正防止計画推進委員会(以下「委員会」という。)の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (構成)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) 事務責任者(大学事務局長)
- (4) 法人事務局長
- (5) 法人財務課長
- (6) リハビリテーション学科及び看護学科 学科長
- (7) 理学療法学専攻及び作業療法学専攻 専攻長
- (8) 最高管理責任者が推薦する者若干名

### (委員の任期)

第3条 前条第8号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に委員が欠けた場合においてその後任者として任命された委員の任期は、前任者の在任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

### (委員会の開催)

第5条 委員会は、必要に応じ、臨時開催する。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席を要する。ただし、委員が別に定める委任状を提出した場合には、当該委員は出席とみなす。

3 委員会は、必要に応じ教職員等に委員会への出席を要請し、審議事項等について説明を求めることができる。

### (審議事項)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 不正発生要因の把握及び不正発生要因に対応する改善策の策定に関する事項
- (2) 公的研究費に係る不正使用防止計画の策定に関する事項
- (3) 適切なチェック体制の構築及び取り扱いルールに係る提言に関する事項
- (4) その他不正防止に関する事項

(担当部署)

第7条 委員会に関する事務は、大学事務局総務課が担当する。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、最高管理責任者を経て理事長の決裁を必要とする。

附則

この細則は、平成28年3月15日に制定し、平成27年4月1日から施行する。

附則

この細則は、令和6年3月19日から施行する。